

令和 7 年度次世代ウチナーネットワーク継承基盤構築事業  
(ウチナーンチュ子弟等留学生受入業務)  
企画提案仕様書

## 1 目的

この事業は、沖縄県出身移住者子弟及びアジア諸国等から優秀な人物を選抜し、県内の大学や県内企業、伝統芸能修得機関（以下「大学等」という。）で就学・研修させ、沖縄の歴史・文化・習慣の理解や、県内企業での実務経験、県民との交流を深め、将来的に本県と出身国とのネットワークの架け橋になる人材を育成し、もって、本県との国際交流に寄与せしめることを目的とする。

## 2 期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 3 業務内容

2024 年度及び 2025 年度ウチナーンチュ等子弟留学生（アジア諸国等海外留学生）（以下「留学生」という。）募集要領に基づき選考された留学生について、その入国から出国までを支援するため、受入に必要な事項のうち、次の(1)から(9)の業務を実施すること。また、これらを踏まえ、スケジュールや実施体制、交流イベント等の内容について提案すること。

- (1) 留学生及び受入先との調整、入学手続き等に関する業務
  - ア 令和 6 年度に受入している 10 名の留学期間を令和 7 年 8 月まで延長するため、これに係る諸手続きを行うこと。
  - イ 令和 7 年度に新規で受け入れる留学生は 10 名以内とする。
  - ウ 令和 7 年度新規受入の留学期間は、2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの 1 年以内とする。
  - エ 留学生の希望を聴取し、語学レベルやスキル等を勘案して受入先を調整するとともにその手続きを行うこと。
  - オ 大学検定費用、入学費用、授業料及び文化研修機関での研修費は人数及び研修先によって異なるため目安として 320 万円程度を見込むこと。
- (2) 入国・在留の手続き及び航空券の手配等に関する業務
  - ア 入国、在留に関する一切の手続きを行うこと。
  - イ 入国、帰国時期を調整した上で、航空券の手配を行うこと。
  - ウ 航空券代は、留学生の渡航ルートや時期及び人数によって異なるため、目安として 400 万円程度を見込むこと。
- (3) 住居の手配等、滞在中の生活支援に関する業務
  - ア 留学生の研修先に応じて、住居、水道光熱の契約手続き等を行うこと。  
なお、住居費は受託者が賃貸人に直接支払うこととするが、水道光熱費が別途必要な場合は、研修生が負担するものとする。
  - イ 「伝統芸能習得コース」は原則数ヶ月間、日本語学校で履修させることに留意すること。

- ウ 滞在中に必要な国民健康保険、傷害保険、住宅火災保険等の手続きや支払いを行うこと。
- エ 滞在中の生活に対して助言や指導を行うこと。
- オ 住居の手配、各種保険や生活に必要な家電や寝具類の調達費又は処分費等は、受入人数や研修先によって異なるため、これらの経費として 600 万円程度を見込むこと。
- (4) 定期的な留学生との面談
- ア 定期的に留学生と面談し、留学中の不安や悩み等がないか確認すること。
- (5) 留学生と県民との交流の推進等、ウチナーネットワーク作りに関する業務
- ア 留学生と県民との交流の機会を増やすため、県内の国際交流団体の機関や海外在住の元留学生、県内在住の県系子弟等とも連携して交流促進を図ること。
- イ 留学生と県内外、国外のウチナーンチュが気軽に交流できるイベントを 10 回以上実施すること。各回、国や地域毎、ジャンル毎に実施すれば良く、留学生全員を参加させる必要はない。なお、留学生が当交流イベントに参加するために交通費が必要な場合はその実費を支給すること。
- ウ 交流イベントはオンライン、対面型、ハイブリット型のいずれでも良いが、1 回あたり 20 名程度（合計 200 名以上）が参加できる内容とすること。
- (6) 沖縄の歴史・文化・習慣の理解促進のための県内研修に関する業務
- ア 留学生全員参加型の県内研修を 2 回以上実施すること。
- イ 研修に必要な施設利用料や施設見学科、宿泊料等は本事業の経費として差し支えないが、飲食に係る経費は対象外（ただし、料理体験など飲食そのものが目的でない場合の材料費等は対象とする）とする。
- ウ 留学生が当該研修に参加するために交通費が必要な場合はその実費を支給すること。
- (7) 歓迎会、オリエンテーション、修了式等の開催
- ア 入国時には那覇空港で迎えるとともに、歓迎会やオリエンテーションを実施すること。
- イ 留学生が当該歓迎会等に参加するために交通費が必要な場合はその実費を支給すること。
- ウ 留学終了予定の 8 月及び翌年 3 月に本事業の修了式及び成果報告会を実施するとともに、留学生が帰国する際には那覇空港でお見送りすること。
- (8) 留学生の帰国に関する業務
- ア 帰国に際して必要となる手続きやその支援を行うこと。
- (9) その他、県が指示する事項
- ア 留学生が安心して滞在できるよう災害時、緊急時などの支援を県と協議の上、実施すること。
- イ その他、本事業を効果的に推進する上で必要な事項について、県と協議の上、実施すること。

※補足

「留学生の募集及び選考に関する業務」「留学生への奨学金（生活費）支給業務」は県が直接行う。

#### 4 事業予算額

- (1) 総額 43,444,000 円（消費税込）の範囲で見積もること。ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。
- (2) 委託料は、業務完了後、実績報告に基づいて額の確定を行い、原則として精算払いを行うが、必要に応じて一部概算払いする。
- (3) 積算の費目は、次のとおりとする。
  - ア 直接人件費  
※人件費の算出にあたっては、従事する職員毎に時間単価×従事時間数で積算すること。
  - イ 直接経費（謝金、旅費、印刷製本費、広告費、使用料、再委託費等）  
※各経費は、単価、回数、個数等が分かるように明記すること。
  - ウ 一般管理費  
※（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10/100 以内
  - エ 消費税（10%）  
※受託者が消費税の免税事業者である場合、人件費等の自社で発生する経費に関して消費税は計上しないこと。

#### 5 実施体制

受託者の体制は次の条件を満たすこと。

- (1) 本業務の責任者として、プロジェクト全体の管理責任者を配置すること。
- (2) 本業務に必要な要員を2名以上配置すること。（専任、兼任問わない）
- (3) メンバーの役割を明確にし、本業務への従事頻度が分かるように記載すること。
- (4) 本業務への従事者の語学力については基準を設けないが、外部委託等も含めて、英語、スペイン語・ポルトガル語、中国語等に対応可能な体制を構築すること。
- (5) 定期的及び緊急時において迅速に委託者との連絡可能な体制を整備すること。

#### 6 再委託の制限等

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

（契約の主たる部分）

ア 契約金額の50パーセントを超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

ウ その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

- (2) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることができる業務等の範囲は、以下のとおりとする。

（再委託により履行することのできる業務の範囲）

ア 広報・WEBコンテンツ（動画含む）作成のための制作会社への再委託

- イ セミナー等の講師、各種調査等の専門的な技能に係る業務の再委託
- ウ その他、県が再委託により履行することができると決定した業務

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定めるその他簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

(その他簡易な業務)

- ア 資料の収集、整理、複写、印刷、製本
- イ 原稿、データの入力及び集計
- ウ 通訳、翻訳業務
- エ イベント実施に係る荷物の輸送、移動・宿泊手配、現場運営補助
- オ その他、県が簡易と決定した業務

(4) 再委託の相手方の制限

暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に本委託業務を委任し、又は請け負わせることはできない。

## 7 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、沖縄県個人情報保護条例（平成 17 年沖縄県条例第 2 号）を遵守しなければならない。

## 8 著作権

本業務で納品する成果物に係る著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は、成果品の引渡しと同時に、委託者に帰属するものとする。

なお、業務を遂行するにあたり、第三者が権利を有する画像等の利用が必要となるときは、その取扱いについて協議し、受託者又は本県と該当第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な処置を講じるものとする。

## 9 協議

本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり必要となる事項については、県及び受託者で協議のうえ決定する。

## 10 成果物

- (1) 上記(3)「業務内容」に記載の項目を網羅した「事業実績報告書」を作成すること。  
出来るだけ写真などを多用し、留学中の様子が分かりやすい構成に務めること。
- (2) 紙媒体で 20 部、電子データ（PDF 形式、カラー）一式を USB メモリに保存して提出すること。

## 11 備考

- (1) 事業実施にあたっては、県と十分に協議を行うとともに、関係機関と連携して取り

組むこと。

- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算、その他諸事情により変更することがある。
- (3) 感染症等の影響により、事業の一部又は全部を中止する必要がある場合は、別途協議の上、決定するものとする。